

「山梨県建設業ゼロ災宣言運動 2026」

ゼロ災達成計画

趣旨

山梨県内の建設業における労働災害は、近年、長期的に続いてきた減少傾向に鈍化が見られるところであり、死亡災害については、依然として全産業の死亡者数の半数近くを占めるとともに、多くは墜落・転落によるものであった。

また、経験豊富な職人や安全担当者の退職による優秀な人材の不足等が建設現場の安全衛生水準の低下につながる懸念があるとの指摘もされ、このような状況下において、労働災害のさらなる減少を図る必要がある。

厚生労働省においては、建設企業の今後の展望を図ることを目的に策定した第14次「労働災害防止計画」及び建設業労働災害防止協会（建災防）では、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第9次建設業労働災害防止5カ年計画）」を策定し、事業場における危険性有害性等の調査（リスクアセスメント）が確実に実施されることを重点対策に位置づけている。

「山梨県建設業ゼロ災宣言運動 2026」においては、ゼロ災宣言の強化する取組は3項目とし、ゼロ災宣言の強化する取組みに「墜落・転落災害」の防止に関するリスクアセスメントを必ず入れることに加え、強化する取組み事項を達成させる計画の樹立について下記により実施するものとする。

樹立にあたって

1. ゼロ災達成計画について以下について実施する。

①ゼロ災を達成させるための実施体制の構築

②各期間における実施内容の決定

○全国安全週間 7月1日～7日 ◆準備期間：6月1日～30日

○全国労働衛生週間 10月1日～7日 ◆準備期間：9月1日～30日

○年末年始労働災害防止強調期間 12月1日～1月15日

○年度末労働災害防止強調月間 3月1日～3月31日

○通年

<作成の留意事項>

企業におけるゼロ災宣言の「強化する取組」項目は、昨年度までの企業の実情、課題（労働災害や事故・パトロールの結果・店社の安全衛生管理上の問題）等を勘案して決定することとしております。強化する取組み事項を効果的に実施するために、上記の各期間において企業が取り組む重点事項等を決定してください。

ZERO[Ⓢ]宣言! 2026

ゼロ災達成計画

会 社 名	
ゼロ災を達成させるための実施体制	実施責任者：
	実施担当者：
各期間における実施内容 ※各期間の実施要領における会員が実施する事項を参考に決定する	
全国安全週間 7月1日～7日 ◆準備期間:6月1日～ 30日	
全国労働衛生週間 10月1日～7日 ◆準備期間:9月1日 ～30日	
年末年始労働災害 防止強調期間 12月1日～1月15日	
年度末労働災害防 止強調月間 3月1日～3月31日	
通 年	

この取組の広がりを把握したいため、実施事項をご記入の上、建災防山梨県支部あてにメールにて送信していただくようお願いします。

Mail : kensaibou@kensaibou-y.jp